

# 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針（改定版）の概要

## 第1章 本県への影響及び取組状況について

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本県に様々な影響を及ぼしている。

具体的には、平成23年3月、上水道中の放射性物質が乳児の飲用摂取に係る国の指標値を超える事態となったのをはじめとし、4月にはシュンギクやハウレンソウ等6品目、6月には茶、10月にはしいたけ等の農林産物の出荷が制限された。また、農林水産業、商工業、観光業等において、風評被害が県内事業者等に対し深刻な影響をもたらした。

これらに加え、現在では、局所的に放射線量が高い箇所が存在や、汚染された廃棄物の処分方法等が大きな問題となっている。

## 第2章 原発事故に係る県の課題

放射性物質が、人体はもとより、生活環境や生態系に及ぼす影響については不明な点が多いことから、現在でも、多くの県民が放射性物質に対し不安を抱いており、県としては、一刻も早く県民の不安を取り除く必要がある。

今回の事故については、本来、国が責任をもって対応すべきものと考えるが、放射性物質が既に広域的に拡散している状況に鑑み、県としても、県民の安全・安心を守るため、迅速な対応を行っていかなければならない。

さらに、長期的には、食物連鎖をはじめとした生態系内の物質循環により放射性物質がどう拡散していくか、生物濃縮により、放射性物質の生物内の蓄積が進むのかといった点についても考慮する必要がある。

このような中で、平成23年8月30日に公布された「放射性物質環境汚染対処特別措置法」の基本方針が11月11日に閣議決定された。

これまで、緊急避難的な措置として対応してきたが、今後は、「放射性物質環境汚染対処特別措置法」に基づき、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置が実施されることとなる。

## 第3章 原発事故に係る対処方針

今回問題とされている代表的な放射性物質としては、ヨウ素とセシウムが挙げられる。

このうちヨウ素の半減期は8日、セシウム134の半減期は2年、セシウム137の半減期は30年とされており、これらは原子であるため消滅することはない。

放射性物質が人に及ぼす影響は、内部被ばくに係るものと外部被ばくに係るものに分けられる。

内部被ばくの対処方針としては、県民が暫定規制値を超える放射性物質を含んだ水や食

料等を体内に取り込まないようにすることが重要であり、そのためには放射性物質がこれらの生産過程で取り除く又は入ってこない体制づくりが必要となる。

一方、外部被ばくを防ぐためには、既に地表に降下している放射性物質が集積し、高濃度の放射線量となるおそれがあること等から、引き続き空間放射線量のモニタリングを行う等の監視体制を継続するとともに、除染等の措置の円滑な推進を図っていくことが重要である。

また、放射性物質は、生活の流れの中で最終的に汚泥や廃棄物という形で集約・濃縮されるため、これらの濃縮された放射性物質を物質循環から隔離することが重要であり、管理体制を確固としたものにする必要がある。

## 1．生活環境

放射線量等の継続的な測定を行うとともに、(独)放射線医学総合研究所等の知見を有する機関とも連携し、県民にわかりやすい説明を行う。また、状況に応じて放射線物質の影響の低減を図るなど必要な対策を講じる。

## 2．農林水産業

モニタリング検査を実施し、正確な情報提供に努めることにより、県産農林水産物は安全・安心であるという消費者の信頼を確保するとともに、PR活動を積極的に行い、優れた品質・魅力を発信していく。また、安定的な経営を支援するため、資金面での支援を行う。

## 3．商工業・観光業

経営の安定化を図るため、資金面での支援を行う。また、観光面では、安全性のPRや風評被害の解消に向けた情報発信やキャンペーンを実施していく。

## 4．学校教育等

県立学校等の放射線量測定を継続的に実施するとともに、局所的に放射線量の高い箇所については線量低減策を実施する。

また、給食現場における放射性物質の検査体制が維持できるよう、研修会等での指導とともに、関係情報の提供に努める。

## 5．健康への影響

国に対し、「低量の放射線の長期被ばくによる子どもへの健康影響の調査方法を早急に検討・公表するとともに、調査結果及び評価をわかりやすく公表すること」を引き続き強く求めていく。また、健康への影響に関する情報提供や健康相談等を通じ、県民の不安解消に努める。

## 6．上下水道等施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥・焼却灰等

発生し続ける汚泥等の一時保管場所の確保が困難な状況にあることから、早急な対応を国に強く要望するとともに、市町村等と連携・協力を密にしながら対応していく。

## 7．汚染された土壌等の除染等の措置

「放射性物質環境汚染対処特別措置法」及び「放射性物質により環境汚染された土壌等の除染等の措置に関する千葉県としての対処方針」等に基づき、県の措置の具体的な内容や市町村との連携・支援等を明確にし、除染等の措置の円滑な推進を図る。

また、国から示された「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応」に基づき、空間放射線量が周辺より高い箇所について、国に対し連絡を行い、速やかに除染が行われるよう取り組む。

## 8. 損害賠償

国や東京電力（株）に対し行ってきた、賠償に係る事務体制の強化、被災事業者への積極的な説明や書類作成の援助、請求に対する速やかな支払い、地方公共団体が要した経費の全額負担、行政経費に係る補償基準の早期提示などの要望について、引き続き経緯を見守り、必要に応じ要望を行っていく。

また、市町村や関係団体と連携し、賠償請求に関する相談窓口を設ける等、補償に対する不安や疑問の解消に努める。